諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成31年1月29日(平成31年(行情)諮問第59号) 答申日:令和2年5月25日(令和2年度(行情)答申第39号)

事件名:特定年度に特定労働基準監督署から特定事業場に出された行政指導文

書等の不開示決定に関する件

答 由 書

第1 審査会の結論

「平成28年度に特定労働基準監督署から特定事業場に出された行政指導文書(是正勧告書控,指導票控,過重労働その他専用指導文書控,いずれも続紙を含む)及び監督復命書本文。(別紙記事に関する文書及び同年度に同事業場に出された上記載の文書全で)」(以下「本件対象文書」という。)につき、その全部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年 10月23日付け愛労発基1023第8号により愛知労働局長(以下「処 分庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、 その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書は、法5条1号、4号並びに6号イ及びホに該当しない。 よって、審査を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1) 審査請求人は、平成30年9月26日付け(同月28日受付)で処分 庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が全部不開示の原処分を行ったところ、審査請求 人はその取消しを求めて、平成30年10月25日付け(同月30日受 付)で本件審査請求を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方 原処分は妥当であると考える。
- 3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求を受けて、特定労働基準監督署(以下「労働基準監督署」は「監督署」という。)において該当する文書の探索を行ったところ、平成28年度に特定事業場に対して行った監督指導の記録が認められたことから、当該監督指導に当たって作成されたもののうち、本件開示請求書に記載された「行政指導文書」及び「監督復命書」に該当する文書を本件対象文書として特定した。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の不開示情報該当性について

本件対象文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれている。これらの情報は、法5条1号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条6号ホの不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部 管理情報がありのまま具体的に記述されている。これらの情報が公に された場合には、取引関係や人材確保等の面において、独立行政法人 等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益 を害するおそれがある。このため、これらの情報は、法5条6号ホに 該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条4号及び6号イの不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定監督署が行った監督指導の手法や詳細、また、特定監督署との信頼関係を前提として、特定事業場が誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が記載されている。これらの情報が公にされた場合には、事業場や労働者と特定監督署との信頼関係が失われ、自主的改善意欲を低下させ、関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。また、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある。このため、これらの情報は、法5条4号及び6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3)審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)において、本件対象文書は「法5条1号、4号並びに6号イ及びホに該当しない」旨主張しているが、不開示情報該当性については、上記(2)で示したとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと 考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成31年1月29日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年2月20日 審議

④ 令和2年3月25日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年5月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書について、法5条1号、4号並びに6号イ及びホに該当するとして、その全部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書の開示を求めているが、諮問庁 は原処分を妥当としているので、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、 以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1)本件対象文書は、平成28年度に特定監督署から独立行政法人等である特定事業場に対し行われた監督指導に係る行政指導文書(是正勧告書、 指導票、過重労働その他専用指導文書、いずれも続紙を含む。以下同 じ。)の控え及び監督復命書である。
- (2)監督復命書について

監督復命書(続紙を含む。以下同じ。)は、労働基準監督官(以下「監督官」という。)が事業場に対し臨検監督を行った後に、その監督結果を労働基準監督署長に対して復命するために、臨検監督を行った事業場ごとに作成する文書であり、別表の3欄に掲げる各欄で構成されている。これについて、原処分では、様式部分も含め全て不開示とされている。

ア 開示すべき部分(別表の4欄に掲げる部分)について

(ア)通番1,通番3,通番4及び通番8ないし通番10には、個人に関する情報が記載されているとは認められない。

当該部分のうち,通番1の「家内労働委託業務」欄,通番4の 「店社」欄並びに通番8の「違反法条項・指導事項等」欄5段目ないし7段目,「是正期日(命令の期日を含む)」欄3段目ないし7 段目,「確認までの間」欄,「備考1」欄及び「備考2」欄は全て 空欄であり、通番10は様式部分にすぎない。また、その余の部分は、システムに登録した際に機械的に付与される番号等又は本件対象文書が年度及び特定事業場の名称を特定した臨検監督指導の記録であることから特定される内容であると認められる。

このため、当該部分については、これを公にしても、取引関係や人材確保等の面において、当該独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。さらに、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。このため、当該部分は、法5条4号並びに6号イ及び木のいずれにも該当しない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号、 4 号並びに 6 号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ)通番6には、独立行政法人等である特定事業場に監督官が臨検監督した際に面接した当該事業場の職員及び代表者の職氏名が記載されており、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、当該欄に記載されている職員の職氏名は、当時の職員録(独立行政法人国立印刷局編)に掲載されており、慣行として公にされていると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法 5 条 4 号並びに 6 号イ及びホのいずれにも該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ)通番7は、臨検監督を行った特定監督署の監督官の氏名及び印影並びに監督署内での確認のための決裁欄に記載された職員の職名、 氏名及び印影であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する 情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認 められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分のうち特定監督署の監督官及び職員の氏名及び印影は、臨検監督業務の遂行すなわち職務の遂行に係る情報であることから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3

日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものと考えられるところ、これを公にしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、その余の部分である特定監督署職員の職名については、同号ただし書ハに該当すると認められる。

また、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法 5 条 4 号並びに 6 号イ及びホのいずれにも該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- イ その余の部分(別表の4欄に掲げる部分を除く部分)について
- (ア)通番1の「完結区分」及び「署長判決」の各欄には、特定監督署による監督指導の手法・状況が記載されており、「外国人労働者区分」、「労働者数」、「労働組合」、「所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄には、監督官が臨検監督を行ったことにより判明した当該事業場の内部情報が記載され又は該当する事項が確認されなかった場合には空欄とされており、また、「参考事項・意見」欄には、調査の端緒や結果等が記載されていると認められる。

このため、これらを公にすると、特定監督署の調査手法・内容が明らかとなり、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、これらの部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ)通番2の「監督種別」欄は、定期監督、災害時監督、災害調査、 申告監督及び再監督の5種類の臨検監督のうち、いずれかを記載す ることとされている。

これらのうち「申告監督」と記載された事案は、労働者からの申告に基づいて臨検監督を行うこととされたことを表すものであり、このことが明らかになると、当該臨検監督を受けた事業場において、誰が申告をしたのか探索が行われ、それにより、労働者が違反等について申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて申告をちゅうちょすることとなるおそれがあり、労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれ、監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

また、「申告監督」の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は「申告監督」であることが明らかになることに鑑みれば、「申告監督」以外の場合も含め、「監督種別」欄に記載された情報を不開示とすることが妥当である。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、4 号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥 当である。

(ウ) 通番5の「監督重点対象区分」欄は、監督の種類が定期監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生等の事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが明らかになり、監督種別が特定されることとなる。

したがって、当該部分は、上記(イ)と同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ)通番5の「特別監督対象区分」欄には、監督が特別監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた監督重点対象区分が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、特別監督であることが明らかになり、また、記載がない場合のみ開示すると、不開示となった場合には、特別監督であったことが明らかになる。

このため、これを公にすると、特定監督署の調査手法・内容が明らかとなり、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為 を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ)通番8の「違反法条項・指導事項等」及び「是正期日(命令の期日を含む)」の各欄には、独立行政法人等である特定事業場に係る違反法条項、指導事項及びその是正期日等に係る内容が記載されており、通番9には、行政指導の種類が記載されていると認められる。このため、これらを公にすると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面において独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ホに該当し、同条1号、4 号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥 当である。

(3)「行政指導文書」について

当該文書は、監督官が臨検監督指導に際して作成した行政指導文書の 控えであり、独立行政法人等である特定事業場に係る違反法条項、違反 事項、指導事項及びこれらの是正期日等が記載されていることが認めら れる。

したがって、当該部分は、上記(2)イ(オ)と同様の理由により、 法5条6号ホに該当し、同条1号、4号及び6号イについて判断するま でもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法 5 条 1 号、 4 号並びに 6 号イ及びホに該当するとして不開示とした決定については、別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分は、同条 6 号イ及びホに該当すると認められるので、同条 1 号及び 4 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の 4 欄に掲げる部分は、同条 1 号、 4 号並びに 6 号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 髙野修一,委員 久末弥生,委員 葭葉裕子

別表

加公			
1 文	2	3 欄等の名称	4 開示すべき部分
書名	通番		
監督復	1	「完結区分」,「監督年月日」,「外	1 頁「監督年月日」欄,「家
命書		国人労働者区分」,「労働者数」,「	内労働委託業務」欄,「署長
		家内労働委託業務」,「労働組合」	判決」欄日付部分,2頁「参
		,「所定労働時間」,「最も賃金	考事項・意見」欄22行目
		の低い者の額」,「署長判決」,「参	
		考事項・意見」	
	2	「監督種別」	
	3	「整理番号」,「事業場キー」	全て
	4	「労働保険番号」「事業場の名称	全て
		」「業種」「事業の名称」「事業場	
		の所在地」「店社」	
	5	「監督重点対象区分」,「特別監督	
		対象区分」	
	6	「代表者職氏名」,「面接者職氏名	全て
		Т	
	7	「監督官氏名印」,「副署長」,「主	全て
		任(課長)」	
	8	「No.」,「違反法条項・指導事	「No.」,「違反法条項・指導
		項等」,「是正期日(命令の期日を	事項等」の5段目ないし7段
		含む)」,「確認までの間」,「備考	
		1」,「備考2」	含む)」の3段目ないし7段目
			,「確認までの間」,「備考1」
			及び「備考2」の各欄
	9	「別添」	「別添」欄1列目,2列目,
			6列目,7列目
	1 0	様式部分	全て